

1. 日常生活

以下で、平日とは学校に登校する日、休日とは学校に登校しない日のことをいう。

1.1 食事時間

食事時間は以下のとおりである。

	朝食	昼食	夕食
平日	7:20—8:20 (出食は8:10まで)	12:30—13:15	18:00—19:45 (出食は19:30まで)
休日	8:00—9:00	12:30—13:15	18:00—19:45 (出食は19:30まで)

1.2 点呼

点呼時刻は、以下のとおりである。

	若葉(女子)	桜	若葉(男子)・紅葉	青葉・銀杏
平日(朝)	7:20	7:25	7:30	7:35
平日(夜)	20:30	20:35	21:00	21:00
休日(朝)	なし	なし	なし	なし
休日(夜)	21:00	21:05	21:30	21:30

点呼時には以下の注意を守ること。

- 点呼はきちんとした服装で受ける。
- 朝点呼も夜点呼も自室前の廊下に整列して受ける。このとき、飲み食いしながら点呼を受けない。点呼を取り終えるまでは室内に入らない。週番は廊下を移動し、目視をしながら点呼をとる。
- 点呼までに帰寮できないおそれのあるときは、必ず宿直教員(0968-66-0805)に直接連絡して許可をもらう。点呼に遅れた場合は個人的な理由による延刻とみなす。その場合は指導の対象となることがある。また、点呼後に帰寮した場合はすみやかに宿直教員へ報告する。女子寮生で 21:00 以後に帰寮した場合は、若葉棟宿直教員へ申し出て居室棟の玄関を開けてもらう。

1.3 入浴時間

入浴時間は 18:00—20:50 とする。定められた時間内に入浴すること。ただし、シャワーは 17:30 から利用可とする。

1.4 沈黙帯(勉強帯)

平日では 21:00—22:30 とし、休日では 21:30—22:30 とする。この時間帯は、他室への訪問を禁止する。なお、休日の前夜はとくに規制しないが、通常の(翌日が祭りでない)金曜日は、静かに自室で過ごしていれば、勉強しておく必要はない。

1.5 消灯

消灯時間は 24:00 とする。特に消灯時間以降他の学生に迷惑をかけないようにする。

2. 設備・施設の利用

2.1 鍵の管理

在室しているときには内側から鍵をかけないこと。盗難防止のため机の鍵は必ずかけておくこと。閉寮時には鍵を寮務係に返却すること。鍵のコピー(合鍵)は作らないこと。コピーを作った(コピーを持っていた)場合には、該当者にその部屋の鍵を錠ごと弁償させる。

2.2 電気製品の使用

電気ポット、電熱器、アンカ、電気毛布など、熱を発生し火災の恐れのあるもの、及びテレビ、ゲーム類、冷蔵庫等の持ち込みは禁止する。発見した場合には、寮務主事室で預かり、着払いで保護者へ郵送する。ドライヤー、ヘアーアイロンは、使用后コードをコンセントから必ず抜く。違反した場合には、寮務主事室で一時預かりとする。点呼以後、オーディオ等を使用する場合には、ヘッドホンやイヤホンを用いる(沈黙帯は使用禁止)。

2.3 電話利用

携帯電話は、寮生の規律を守るために 21:00—22:30 および 0:00—6:00 の使用を禁止する。保護者等からの緊急連絡は、宿直室の緊急連絡用電話(0968-66-0805)で受け付ける。

2.4 テレビ、補食室などの利用

補食室およびテレビの利用は、24:00 までとし、利用後は、必ず清掃すること。ただし、沈黙帯のある日は 20:55—22:30 は利用を禁止する。無線 LAN の使用は 6時から 24時までとする。

2.5 補食室冷蔵庫の利用

保存する物品には、必ず名前と保存開始日を記すとともに、衛生に配慮する。また、閉寮期間中は冷蔵庫を使用できない。

3. 諸手続き

3.1 帰省願および欠食届

帰省願および欠食届は寮務主事室に提出し、承認をもらう。以下の注意を守ること。

- 帰省願の提出は電子申請システム上でを行い、3 平日前(24:00)までを原則とする(たとえば金曜日に帰省するときには火曜日の 24:00 までに提出する)。ただし、緊急時の帰省は担任または保護者から寮に連絡してもらった上で、帰省願を寮務主事室に提出し、認印をもらうこと。
- 団体による外泊の場合、各人で帰省願を提出し、担当教員に外泊者リストを主事室に提出してもらうこと。
- 欠食届等の提出は、12:40—13:10 に寮務主事室で受け付ける。
- 平日に帰省する場合、担任に事前に許可を得た上で電子申請すること。
- 欠食するときには、1 食でも必ず×印を付ける。
- 還付金の対象となる欠食は、「朝、昼、夕」または「夕、翌日の朝、昼」のように 3 食連続欠食を 1 単位とし、かつ 3 平日前までに提出されたものに限る。
- 虚偽の届出があった場合は処分の対象とし、以後、届出を受け付けないことがある。

3.2 一時立ち寄り

登校後、寮に一時立ち寄りときは、担任もしくは関係のある教員に許可願の認印をもらう。寮に入るときは、寮務係に許可願を提出し申し出る。寮を出るときは、寮務係で退出時刻を許可願の用紙に記入してもらい、それを認印をもらった教員に提出する。

3.3 延刻願・朝点呼免除願

卒研、クラブ(公式戦)、学校行事に関するなどで夜の点呼を受けられないときは、担当教員の認印をもらい、3 平日前までに延刻願を寮務主事室へ提出する。原則として延刻願は個人の都合によるものは、年に 2 回(前後期 1 回ずつ)は願いを認めることもある(最長でも 23:00 まで)。延刻して帰寮した場合はすみやかに宿直教員へ報告する。女子寮生で 21:00 以後に帰寮した場合は、若葉棟宿直教員へ申し出て居室棟の玄関を開けてもらう。

また、同様に、卒研やクラブ、学校行事に関するなどで朝の点呼を受けられないときは、担当教員の認印をもらい、3 平日前までに朝点呼免除願を寮務主事室へ提出する。

3.4 病気の場合

病気で学校を遅刻・欠席する場合は、8:30 までに若葉棟事務室へ直接行ってその処置および担任への連絡をお願い出る。平日の夜および休日は、宿日直者に連絡をする。

3.5 外来者訪問

寮生を訪問する外来者には、宿日直者に申し出るよう伝えておく。面会場所は原則としてロビーまたは談話室とし、点呼時まで許可する。

3.6 寮生会行事の欠席

寮生会行事にやむを得ず参加できない事情が生じたときは、寮長(女子寮生は桜棟棟長)の許可をもらい、許可願を寮務主事室に提出する。

3.7 持ち込み許可品

自転車、パソコンの持ち込みについては、寮務主事室の許可を受け、所定の場所におく。

3.8 長期休暇中の残寮

卒研などのために必要な場合、長期休暇中(閉寮期間中)の残寮を認めることがある。希望する学生は、原則として残寮開始 2 週間前までに許可願を提出し、許可を受ける。

4. 注意事項

- 怠惰による欠席、欠課、遅刻をしないこと。
- 暴力行為、飲酒、喫煙、マージャンなどの風紀を乱す行為は、絶対しないこと。
- 貴重品や現金の管理を徹底すること。なお、貴重品や余分な現金は、寮務係に預けるようにすること。
- 洗濯機の利用時間は 6:00—24:00 とする。
- バイク、乗用車などの寮内持ち込みや寮周辺での駐車は禁止する。
- 自室は常に整理整頓し、また、寮内も清掃に努め、いつも清潔に保つこと。室内の調度品、家具を自室から持ち出さないこと。机、ベッドは両側に配し、窓までの通行を妨げないようにすること。また、室内の入り口にはカーテンなどを下げないこと。
- ゴミは、分別表をみてきちんと分別し、所定のゴミ箱に捨てること。
- アルバイトは原則禁止とする。
- ペットの持ち込みは禁止する。
- 異性棟への立ち入りは厳禁とする。また、男子棟に女性を、女子棟に男性を招き入れることも厳禁とする。もし、この違反を行った場合には即刻退寮処分とする。
- 寮内用の指定スリッパによる屋外の歩行は禁止する。
- 郵便物の受け渡しは平日に寮事務室でのみ行う。また、代金引き換え(代引き)による配達を禁止する。